

佐賀県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員メートル	延長メートル
	区	間		
県道 武雄多久線	武雄市武雄町大字富岡字西浦八 二五二番五地先から	武雄市武雄町大字富岡字西浦八 二五二番五地先から	一〇・二	一一九・八
	武雄市武雄町大字富岡字永松八 四六八番一地先まで	武雄市武雄町大字富岡字永松八 四六八番一地先まで	一六・六	一一九・二
	前	後	八・五	